寄附金の区分	控除の対象となる寄附金
条例第34条の7第1項第1号	公益財団法人東近江三方よし基金に対する寄附金
オに掲げる寄附金	
条例第34条の7第1項第1号	学校法人滋賀学園に対する寄附金
カに掲げる寄附金	学校法人司学館に対する寄附金
	学校法人淡海文化学園に対する寄附金
条例第34条の7第1項第1号	社会福祉法人阿育会に対する寄附金
キに掲げる寄附金	社会福祉法人あゆみ福祉会に対する寄附金
	社会福祉法人いこい福祉会に対する寄附金
	社会福祉法人春日福祉会に対する寄附金
	社会福祉法人萱野会に対する寄附金
	社会福祉法人蒲生野会に対する寄附金
	社会福祉法人くすのき会に対する寄附金
	社会福祉法人恵泉会に対する寄附金
	社会福祉法人真寿会に対する寄附金
	社会福祉法人慈照会に対する寄附金
	社会福祉法人布引会に対する寄附金
	社会福祉法人八宮会に対する寄附金
	社会福祉法人八幸会に対する寄附金
	社会福祉法人八身福祉会に対する寄附金
	社会福祉法人花の木会に対する寄附金
	社会福祉法人東近江市社会福祉協議会に対する寄附金
	社会福祉法人万松会に対する寄附金
	社会福祉法人美輪湖の家に対する寄附金
	社会福祉法人汀会に対する寄附金
	社会福祉法人睦美会に対する寄附金
	社会福祉法人めぐみ会に対する寄附金
	社会福祉法人六心会に対する寄附金
条例第34条の7第1項第1号	特定非営利活動法人まちづくりネット東近江に対する寄
コに掲げる寄附金	附金
	特定非営利活動法人三艸苑家族に対する寄附金